

商店街活性化・観光消費創出事業 (概要資料)

令和2年1月31日

中小企業庁商業課

地域経済産業グループ中心市街地活性化室

商店街活性化・観光消費創出事業

令和2年度予算案額 30.0億円（50.0億円）

中小企業庁商業課
03-3501-1929
地域経済産業グループ
中心市街地活性化室
03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 商店街は多種多様な店舗が集積し、「地域の顔」として、消費者に対して面的な魅力を提供しています。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しています。
- このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等の機会を捉え、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげることが重要です。
- このため、本事業では、地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援します。

成果目標

- 事業全体として、実際に事業を実施した箇所における売上の合計の変動が、他の類似の事業者の変動と比較して、良好に推移することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

（1）補助（2/3以内）

（2）補助（2/3以内）

（3）補助（10/10定額）

※補助金上限額と下限額は、
（1）～（3）の合計額で補助金
上限額2億円、下限額200万円。

商店街組織、
商店街組織と民間事業者の連携体

国

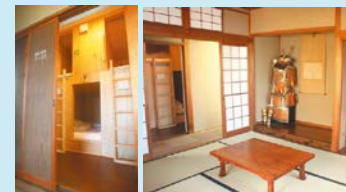
事業イメージ

（1）インバウンド・観光等の需要を取り込む環境整備の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスやシェアキッチン・オフィスの整備など、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組等を支援します。



免税対応設備を備えた施設



ゲストハウスの整備



シェアキッチンの整備

（2）インバウンド・観光等の需要を取り込むイベント等の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメPR、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産と連携したイベントなど、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の取組について、消費喚起につながる実効性のある取組等を支援します。



地元食材を活用した取組



文化の体験イベント



観光資源等と連携した取組

（3）専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街に対する専門家の派遣を支援します。

1. 基本スキーム、補助率、補助金上限額・補助金下限額

- 補助事業者に対し、各経済産業局^(※) から直接補助します。

※沖縄県においては、内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。



- 補助対象事業
 - ・消費創出事業…インバウンド・観光等の新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる環境整備やイベント等の事業。ハード事業とソフト事業を併せて実施することも可能です。
 - ・専門家派遣事業…消費創出事業等の効果を高める事業。消費創出事業に先立って、必ず専門家派遣事業を実施することが必要です。
- 補助率
 - ・消費創出事業…2/3以内
 - ・専門家派遣事業…定額（10/10）、補助金上限額…200万円
 - ※専門家派遣事業のうち、謝金総額は75万円が上限、謝金単価は12,500円（税抜）/時、かつ、50,000円（税抜）/日が上限。
- 補助金上限額
 - 2億円
 - ※消費創出事業と専門家派遣事業の合計額
- 補助金下限額
 - 200万円
 - ※消費創出事業と専門家派遣事業の合計額

2. 補助対象者

- 補助対象者は、令和元年度商店街活性化・観光消費創出事業と同様です。
- 商店街等組織については、**サービス業のみの集積（小売業の店舗が無い集積）も対象とします。**

- ① 商店街等組織
- ② 商店街等組織と民間事業者の連携体

■ 商店街等組織

- a. 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- b. 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- c. 上記a.又はb.に類する組織（共同店舗、テナントビル、問屋街、市場、**温泉街**、**飲食店街**等）

■ 民間事業者

当該地域のまちづくりや商業活性化等の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができる者

※経費の負担や事業の役割分担等、実態の伴った連携体であることが必要。

※典型例としては、まちづくり会社やDMOが該当するものと考えられる。

■ 注意

任意団体の場合、原則、応募申請時において、**設立後1年以上を経過**していることが必要。

3. 補助対象事業のイメージ

- 商店街等を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等によって、**地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につなげることが重要**です。
- **ハード事業のみならず、ソフト事業と一体的に取り組むことで、相乗効果を発揮させることが重要**
例：既存商品のデザインと価格の再設定、販売店の改装、SNS発信
例：近隣集客スポットからの案内整備、Wi-Fi整備、文化体験イベントの開催、HPで情報発信
- **事業のコーディネートの専門家（タウンマネージャー、バイヤー、デザイナー等）の指導を必須**とし、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に対応し、実効性の高い取組によって商店街の魅力を向上させるためには、商店街が単独で取り組むのではなく、プロ（専門家）による側面支援が重要です。

① インバウンドの取り込み

- ・ LCCの就航
- ・ クルーズ船の寄港増加
- ・ 訪日ビザの発行要件緩和
- ・ 大阪万博



取組例

- ・ 免税対応施設、Wi-Fi機器、店舗の多言語対応
- ・ 市場観光、バスツアーなど地域の観光産業と連携した取組
- ・ ゲストハウス、シェアキッチン of 整備
- ・ 和服、料理、茶道等の日本文化の体験
- ・ クルーズ船からの送客 等

② 観光による国内消費の喚起

- ・ モノ消費からコト消費へのシフト
- ・ 増加するシニア需要の取り込み



取組例

- ・ 地元グルメや食材の活用（新製品のPR・体験、料理教室等）
- ・ 世界遺産、産業観光との連携（文化体験イベント等）
- ・ 広域に集客力を有する地元スポーツチームとの連携 等

4. 事業実施の主な要件①

- 補助事業後の取組を記載した計画（「補助事業後取組計画」）の作成が必須です。
- 申請する補助事業者において、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗の売上の総計の把握が必要です。
- 専門家派遣事業の実施が必須です。

○要件1. 「補助事業後取組計画」の作成

地域と連携し、補助事業後も持続的に効果を発揮するため、補助金の交付年度終了後の取組を記載した2～5年間の計画の作成が必須です。（→詳細次ページ参照）

○要件2. 売上の把握

商店街等における消費喚起効果を測定するため、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗の売上の総計の把握が必要です。（→詳細p.7参照）

※歩行者通行量については、測定・提出の必要ありません。

○要件3. 専門家派遣事業の実施

事業実施の効果を高めるため、専門家派遣事業を実施することが必要です。（→詳細p.8参照）

4. 事業実施の主要要件②（要件1.「補助事業後取組計画」の作成）

- 地域の需要や消費者のニーズの変化といった構造的な課題に対応して商店街等の魅力を向上させるため、交付年度終了後の取組を記載した2～5年間の計画「補助事業後取組計画」を作成し、補助事業により得られる効果を継続させ、持続的に新たな需要を取り込むことが見込まれることが必要です。

- 応募申請書の様式に定める「補助事業後取組計画」の提出が必須です。
- 補助金による支援は、補助事業のみになりますので、自立して継続できる事業であることが必要です。

＜「補助事業後取組計画」の記載事項＞

実施期間、実施対象地域、実施計画の内容及びその効果、実施事業の項目・実施時期、設置する施設の内容（該当する場合のみ）、必要な資金の金額及びその調達方法

- 地域のまちづくり計画や観光ビジョン等と整合しており、地方公共団体の密接な関与・協力を得て取り組む事業であることが必要です。

- 市町村等からの関与・協力状況を記載した「地方公共団体からの支援計画書」の提出が必須です。
- 補助事業が次のいずれかの計画に位置づけられている場合又は位置づけられることが見込まれる場合には、採択審査において加点します。

- ・「地域再生法」に定める「商店街活性化促進事業計画」
- ・「中心市街地活性化法」に定める「基本計画」、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」（※）
- ・「地域商店街活性化法」に定める「商店街活性化事業計画」

※「基本計画」のみの場合と比較して、更に加点します。

4. 事業実施の主要要件③（要件2. 売上の把握）

- 本事業の目的である消費喚起効果を測定するため、商店街等の売上を把握し、その変動を把握することが必要です。
- 商店街等の売上は、**商店街等を構成する半数以上の店舗の売上の総計**が必要です。
なお、個別の店舗の売上を特定し、報告いただく必要はありません。

報告のタイミングと内容

応募申請時（令和2年度、2020年度）	令和元年度分の売上の 年間実績値 と、令和7年度までの売上の 年別目標値 を提出
令和3年（2021年）4月末	令和2年度分の売上の年間実績値を報告
令和4年（2022年）4月末	令和3年度分の売上の年間実績値を報告
令和5年（2023年）4月末	令和4年度分の売上の年間実績値を報告
令和6年（2024年）4月末	令和5年度分の売上の年間実績値を報告
令和7年（2025年）4月末	令和6年度分の売上の年間実績値を報告
令和8年（2026年）4月末	令和7年度分の売上の年間実績値を報告

測定方法

- 商店街等を構成する半数以上の店舗の売上の総計が必要です。
- 報告にあたり、個別の店舗の売上を特定する必要はありません。
- 採択審査時には、より多くの店舗について把握可能な体制となっているか、具体的に把握可能な体制となっているかについて審査します。
- 事業実施後6年間にわたって報告が必要になります。必ず同様の手法（把握方法）としてください。

4. 事業実施の主要要件④（要件3. 専門家派遣事業の実施）

- 消費創出事業と専門家派遣事業を同時に応募申請していただく必要があります。**専門家派遣事業を単体で申請することはできません。**
- 専門家派遣事業は、補助事業者が、消費創出事業を実施するにあたって、行おうとする消費創出事業の分野に精通した**補助事業者の外部の専門家の知見を活用して、消費創出事業の事業計画の消費喚起効果及び補助事業後取組計画の実効性を高める事業**であることが必要です。



事業の手順

- 1 **応募申請書作成**（専門家リスト等から専門家を選択、専門家に指導に対する同意書の作成を依頼）
- 2 採択後、**契約日等スケジュールを相談**、日程調整
※契約行為は交付決定通知受理後に必ず実施してください。
- 3 経産局に交付申請、経産局から交付決定通知を受領
- 4 **専門家派遣事業の実施**（専門家からの指導・助言を受講、事業の改善検討）
- 5 経産局へ、専門家派遣事業を実施した旨を報告
- 6 **消費創出事業を実施**

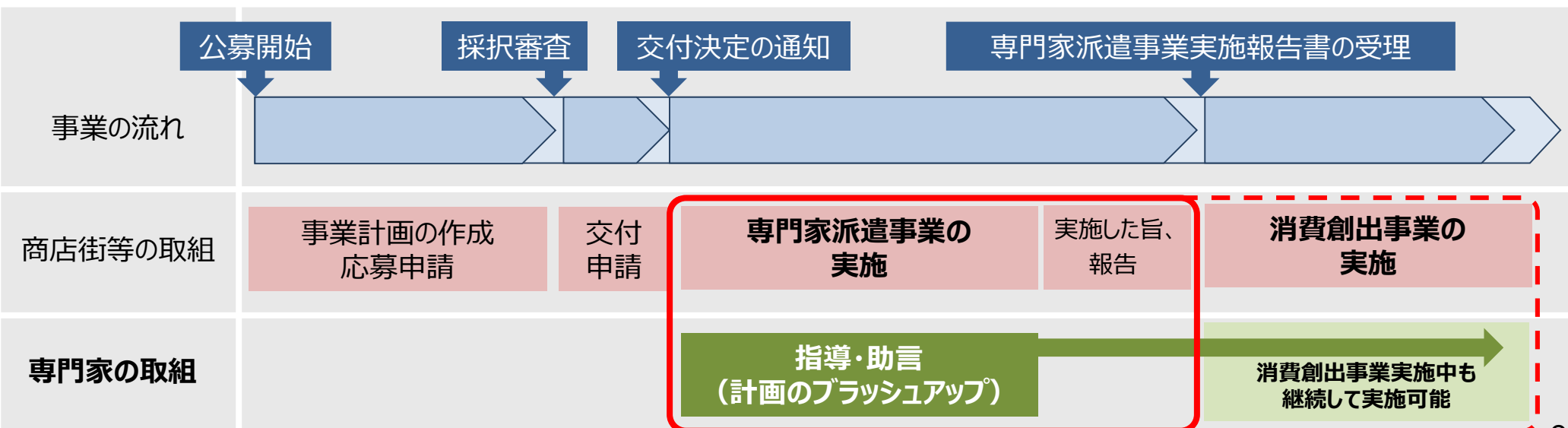
専門家リスト

- ✓ 株式会社全国商店街支援センター
トータルプラン作成支援事業登録支援パートナー
- ✓ 独立行政法人中小企業基盤整備機構
中心市街地商業活性化支援アドバイザー
- ✓ 内閣府
クールジャパン・地域プロデューサー

※リストに掲載されていない専門家であっても、補助事業者の外部の者であり、観光戦略の推進、地域資源の活用、販路拡大等の専門的な知見を有し、業務経験が概ね3年以上の者であって、採択審査委員会において適当と認められた場合には、指導の依頼が可能。

4. 事業実施の主要要件⑤（要件3. 専門家派遣事業の実施）

- 「商店街活性化・観光消費創出事業」の交付決定後、商店街等が消費創出事業を実施する前に、事業の消費喚起効果等の実効性を高めるための指導・助言を受けてください。
（**下記図の赤太線囲み部分**）
 - また、消費創出事業の実施前の指導・助言に続けて、消費創出事業の実施中に指導・助言を受けられることも可能です。（**下記図の赤点線囲み部分**）
- 事業の実施順序は、「交付決定→専門家派遣事業→消費創出事業」になります。
 - **専門家派遣事業**：あらかじめ商店街等が作成する消費創出事業の事業計画の消費喚起効果や、補助事業後に実施する取組の計画の実効性を高める事業
 - **消費創出事業**：地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、消費の喚起につながる事業（施設や設備の整備や、イベントの実施など。）



5. その他

■ 締切りは？

- ・ 最終の募集締切【三次締切】は8月21日(金)です。【一次締切】2月28日(金)、【二次締切】5月29日(金)までに申請があった案件については、先行して採択審査を実施します。
※二次締切又は三次締切までの間に予算額に達した場合には、予告なく募集を打ち切らせていただくことがあります。
募集を打ち切る際には、中小企業庁等のホームページにおいてお知らせします。

■ 申請様式は？

- ・ 募集要領に記載します。採択の応募申請書と交付申請書の内容は概ね共通化し、交付申請書作成の負担軽減を図っております。

■ 事業実施期間は？

- ・ 交付決定日から令和3年3月31日までとなります。
- ・ なお、事業の実施順序は、「交付決定→専門家派遣事業→消費創出事業」となります。

■ 採択にあたっては、どのような点が考慮されるのか？

- ・ 消費需要の取り込みに対し効果的な取組となっているか、計画の熟度が高い取組となっているか、事業実施する体制として堅調なものとなっているか等について評価します。
- ・ 平成30年度までの地域・まちなか商業活性化支援事業における調査分析事業等を活用してニーズ・マーケティング調査を実施した事業や地方公共団体の密接な関与・協力を得て取り組む事業（p.6参照）については加点します。

■ 採択事業の特典

- ・ 優良な事業については、「はばたく商店街30選」（仮称）にノミネートされます。ノミネートされた中から「はばたく商店街30選」（仮称）に選定された場合には、経済産業省から表彰され、広く周知されます。

6. 応募書類の提出先

担当課室	住所	問い合わせ先	管轄区域
北海道経済産業局 経営支援課 商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2 札幌 第1合同庁舎	電話番号：011-738-3236 E-mail： hokkaido-shogyo@meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	電話番号：022-221-4914 E-mail： thk-shougyou@meti.go.jp	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館	電話番号 048-600-0317 E-mail： kanto-syoutengai@meti.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨 県、長野県、静岡県
中部経済産業局 流通・サービス産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	電話番号 052-951-0597 E-mail： chb-ryusa@meti.go.jp	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県
近畿経済産業局 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5- 44 大阪合同庁舎1号館	電話番号 06-6966-6025 E-mail： kin-commerce-lg@meti.go.jp	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国経済産業局 流通・サービス産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	電話番号 082-224-5655 E-mail： cgk5655@meti.go.jp	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高 松サンポート合同庁舎	電話番号 087-811-8524 E-mail： sik-syougyou@meti.go.jp	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2- 11-1 福岡合同庁舎本館	電話番号 092-482-5456 E-mail： kyu-ryutsushogyo@meti.go.jp	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那 覇第2地方合同庁舎2号館	電話番号 098-866-1731 E-mail： MLOKCTD@meti.go.jp	沖縄県

観光産業等生産性向上資金（訪日外国人旅行者対応）

- 過去に商店街向け補助金を受領した商店街組織は、商店街活性化・観光消費創出事業にあわせ、自己負担額の調達に活用いただけます。

訪日外国人旅行者向けに設備投資等を行い、**インバウンド対応に取り組む商店街組織、小売業者**（消費税免税店、承認免税手続事業者）等に対し、日本政策金融公庫による融資制度を実施しています。

	国民生活事業	中小企業事業
利率 （令和2年1月6日時点）	1.51% ※1	0.46% ※2
融資期間 ※括弧内は運転資金	20年以内（7年以内）	20年以内（7年以内）
据え置き期間 ※括弧内は運転資金	2年（2年）	2年（2年）
限度額 ※括弧内は運転資金	7,200万円（4,800万円）	7億2,000万円（2億5,000万円）
短期借入 （補助金受領までの融資等）	○ 対応	× 非対応
自己負担額の調達	○ 対応	○ 対応
貸付対象	・過去に補助金（※3）を受領した商店街組織（地区内の個店含む） ・消費税免税店（許可見込み含む） など	・過去に補助金（※3）を受領した商店街組織（地区内の個店含む） ・消費税免税店（許可見込み含む） など

※1：担保を不要とする融資制度を希望される方に適用される利率です。担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※2：標準的な貸付利率。適用利率は信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。

※3：平成26～30年度地域商業自立促進事業、平成27年度商店街インバウンド促進事業、平成28年度商店街集客力向上支援事業、平成29年度地域文化資源活用空間創出事業（商店街支援事業）、令和元年度商店街活性化・観光消費創出事業の補助金を受領した方等が対象です。

<お問い合わせ：融資のご相談はこちらまで>

- 中小企業庁経営支援部商業課（財政投融资担当）
TEL：03-3501-1929（直通）

- 日本政策金融公庫

- ・国民生活事業（個人企業・小規模事業向け事業資金）
- ・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505（平日9～17時）
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kanko_m.html

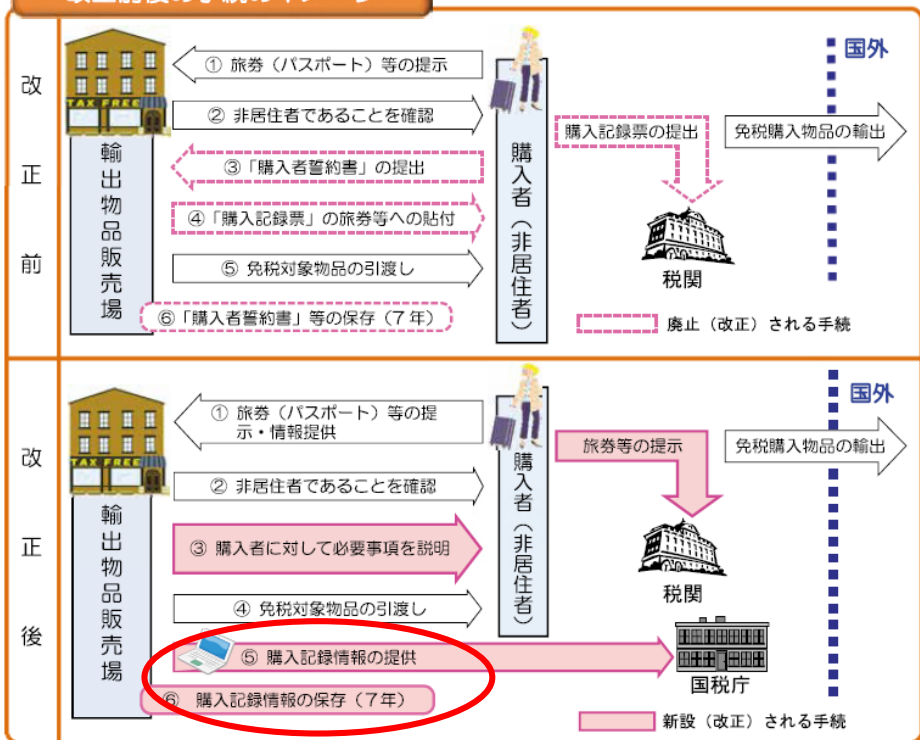
来年4月1日から免税販売には購入記録情報の送信環境が必須となります

(2020年)

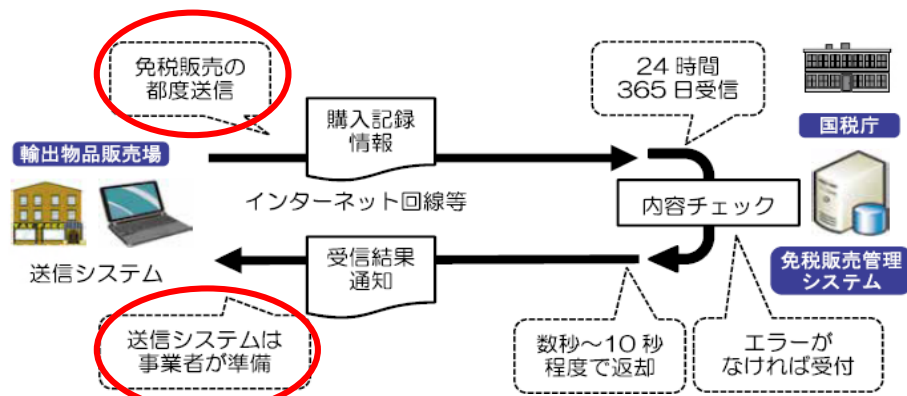
(注：2021年9月30日までの間は、経過措置として、従来の書面による免税手続によることもできます)

- **来年（2020年）4月1日**から、免税店で書面で行われていた購入記録票の作成等の手続が廃止され、購入記録情報（**旅券情報と購入記録**）を、**パソコン**等の送信機器を使用して**インターネット回線等**を通じて**電子的に、免税販売の都度、免税販売管理システムに送信**する必要があります。
- 購入記録情報を作成し、免税販売管理システムに送信するためのシステムや環境は、**免税店を経営する事業者の方が自ら準備**することとなります。

改正前後の手続のイメージ



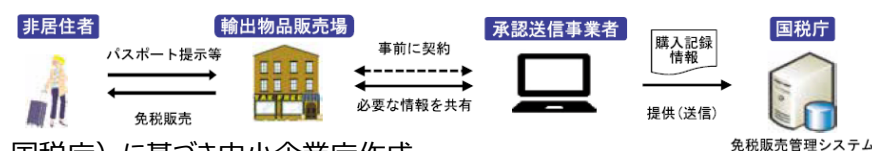
<免税販売管理システムの仕組み>



(参考) 購入記録情報の提供のイメージ



(参考) 承認送信事業者による購入記録情報の提供のイメージ



政策金融による商店街等支援 ～観光産業等生産性向上資金（訪日外国人旅行者対応）～

○日本を訪れる外国人旅行者向けに設備投資等を行い、インバウンド対応に取り組む商店街、小売業者（免税店、免税手続事業者）等に対し、日本政策金融公庫による融資制度を実施しています。

▼ 具体的には、**訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る方**であって、次のいずれかに該当する方が融資対象です。▼

① **消費税免税店を経営する方** (※)

≪設備資金・運転資金≫

(例)
・消費税免税店がインバウンド対応を図るために導入する免税対応機器等の費用

※免税店許可を受ける見込みの方を含みます。

免税手続の電子化に対応し、パスポートリーダーやパソコン等の設備やインターネット環境を整備する場合も対象

＜免税対応機器等導入費用＞
(決済端末)



② **免税手続カウンター**の設置者 (※)

≪設備資金・運転資金≫

(例)
・商店街振興組合等が免税手続カウンターを設置する際の従業員向け研修費等の費用

※承認免税手続事業者の承認を受ける見込みの方を含みます。

免税手続の電子化に対応し、パスポートリーダーやパソコン等の設備やインターネット環境を整備する場合も対象

＜免税対応従業員費用＞
(人件費)



③ **商店街組織向けの補助金の交付を受けた商店街振興組合等** (※)

≪設備資金・運転資金≫

(例)
・商店街振興組合等がインバウンド対応を図るため導入する多言語マップ等の費用

※補助金交付を受けた商店街内の個店を含みます。

例えば、中小企業庁商業課所管の26年度～30年度地域商業自立促進事業費補助金などが該当

＜多言語マップ等導入費用＞



④ **免税手続カウンターがある施設内の個店** (※)

≪設備資金・運転資金≫

(例)
・特定商業施設内で事業を営む方がインバウンド対応を図るために導入するWi-Fi機器等の費用

※「特定商業施設」（商店街振興組合等の定款に定められた地区に所在する販売場及び当該地域）に該当することが必要となります。

＜Wi-Fi機器等導入費用＞



	貸付限度額（うち運転資金）	貸付金利（特別利率②・令和2年1月6日現在）
中小企業事業（中小企業者向け）	7億2,000万円（2億5,000万円）	5年：0.46%（※1）
国民生活事業（小規模事業者向け）	7,200万円（4,800万円）	5年：1.51%（※2）

※1 標準的な貸付利率。適用利率は信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。

※2 担保を不要とする融資制度を希望される方に適用される利率です。担保の有無などによって異なる利率が適用されます。